

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加西市は介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

兵庫県加西市長

公表日

令和7年7月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険業務に関する事務
②事務の概要	介護保険法の規定に則り、介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳(要介護認定)、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認
③システムの名称	1.介護保険システム 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)介護資格ファイル (2)介護受給者台帳ファイル (3)介護給付実績ファイル (4)介護特別徴収対象者情報ファイル (5)宛名情報ファイル (6)介護保険料賦課ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表の100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報照会の根拠) 131,132の項 (情報提供の根拠) 2,3,7,11,15,42,56,65,69,80,83,86,87,108,115,125,128,132,144,161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 長寿介護課
②所属長の役職名	長寿介護課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 福祉部 長寿介護課 電話0790-42-8788

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 福祉部 長寿介護課 電話0790-42-8788
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を必ず複数人での確認を経たうえで実施している。 ・特定個人情報を受け渡す際には、事前に確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・特定個人情報を含む書類については、確実に簿冊に綴り、簿冊整理簿に基づき施錠できる棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を徹底していることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「特に力を入れている」と考えられる。
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[○] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	加西市情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの適正な収集、利用及び保存を徹底していることから、「特に力を入れている」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月1日	公表日	2015/6/1	2017/7/1	事後	
平成29年7月1日	I-5 ②所属長	長寿介護課 課長 藤後 靖	長寿介護課 課長 高見 昭紀	事後	
平成29年7月1日	II-1 対象人数	平成27年5月19日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成29年7月1日	II-2 取扱者数	平成27年5月19日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I-5評価実施機関における担当部署②所属長の役職名	長寿介護課 課長 高見 昭紀	長寿介護課長	事後	様式変更に伴う修正。
令和1年6月28日	II-1 対象人数	平成29年7月1日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年6月28日	II-2 取扱者数	平成29年7月1日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式変更に伴う修正。
令和3年9月1日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)93,94の項(別表第二における情報提供の根拠)1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,117の項	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)93,94の項(別表第二における情報提供の根拠)1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,117の項	事後	法令改正に伴う変更
令和3年9月1日	II-1 対象人数	令和1年5月31日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	II-2 取扱者数	令和1年5月31日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和7年7月11日	I-3 法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表第一の68の項	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号利用に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項 別表の100の項	事後	法令改正に伴う変更
令和7年7月11日	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)93,94の項(別表第二における情報提供の根拠)1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,117の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表(情報照会の根拠)131,132の項(情報提供の根拠)2,3,7,11,15,42,56,65,69,80,83,86,87,108,115,125,128,132,144,161の項	事後	法令改正に伴う変更
令和7年7月11日	I-5 ①部署	健康福祉部 長寿介護課	福祉部 長寿介護課	事後	機構改革による変更
令和7年7月11日	I-7 請求先	〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 健康福祉部 長寿介護課 電話0790-42-8788	〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 福祉部 長寿介護課 電話0790-42-8788	事後	機構改革による変更
令和7年7月11日	I-8 連絡先	〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 健康福祉部 長寿介護課 電話0790-42-8788	〒675-2395 兵庫県加西市北条町横尾1000番地 加西市役所 福祉部 長寿介護課 電話0790-42-8788	事後	機構改革による変更
令和7年7月11日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	
令和7年7月11日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	
令和7年7月11日	IV-8 人手を介在させる作業		人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を必ず複数人での確認を経たうえで実施している。 ・特定個人情報を受け渡す際には、事前に確実なマスキング処理等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・特定個人情報を含む書類については、確実に簿冊に綴り、簿冊整理簿に基づき施錠できる棚等に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を徹底していることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「特に力を入れている」と考えられる。	事後	新設
令和7年7月11日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		加西市情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの適正な収集、利用及び保存を徹底していることから、「特に力を入れている」と考えられる。	事後	新設